

日付: 2004 年 5 月 14 日

提出元: 住友電工, NTT(持株), NTT 東日本, NTT 西日本, イー・アクセス, TOKAI, ビック東海, NEC, Broadcom, Centillium

題名: 上り拡張システムの取り扱いに関して

本寄書は、上り拡張システムの取り扱いに関して、提出元企業の意見を述べるものである。

1. JJ-100.01 第 2 版制定までの経緯

2000 年 11 月、TTC でスペクトル管理を標準化するために、SWG4-6-5 が発足。それ以降、現在に至るまで、下記のような経緯でスペクトル管理に関する議論が行われてきた。

時期	場所	議論の内容
2000 年 11 月～2001 年 7 月	TTC SWG4-6-5	・スペクトル管理標準の内容審議
2001 年 11 月	TTC SWG4-6-5	・JJ-100.01 第 1 版制定
2002 年 3 月～2002 年 7 月	TTC SWG4-6-5	・JJ-100.01 第 2 版の審議
2002 年 12 月～2003 年 4 月	総務省 DSL 作業班	・DSL スペクトル管理の基本的要件
2003 年 7 月～2003 年 8 月	TTC スペクトル管理 SWG	・JJ-100.01 第 2 版の審議

スペクトル管理に関するこれらの議論は連続性を持っており、DSL に関わる多数の通信事業者やメーカーが長時間にわたって議論を行い、合意を積み重ねてきた。JJ-100.01 第 2 版は、これらの合意の集大成として制定された TTC 標準である。従って、JJ-100.01 第 2 版は、新システムのスペクトル適合性を判断する上で唯一の技術基準であり、全ての新システムに対して公平に適用されるべきものである。

2. 上り拡張システムの取り扱い

第 10 回会合における意見集約表(SMS-10-22_SMS-10-SMS-02R3)や個別の寄書の中に、上り拡張システムを JJ-100.01 第 3 版の検討課題とすべきという意見がある。しかしながら、その意見の具体的内容は、ケーブルモデル、保護判定基準値等の見直しに関するものである。これは、第 2 版に基いて実施された全てのスペクトル適合性確認結果に影響を与えるものであって、上り拡張システムに対して第 2 版に基いた適合性判断が適用できない理由とはなっていない。

合理的な根拠無く、JJ-100.01 第 2 版の適用範囲に制限を加えることは、技術標準を策定している TTC として不適切である。提出元企業は、JJ-100.01 第 3 版が制定されるまでの間は、上り拡張システムを含む新システムに対して、JJ-100.01 第 2 版に基づいたスペクトル適合性判断及び利用制限が適用されることを要求する。

なお、提出元企業は、第 3 版に向けて建設的な議論を進めることには賛成である。改版にあたっては、

JJ-100.01 第 2 版を基に多数の伝送システムのスペクトル適合性が判断され、実フィールドで運用されていることから、第 2 版の利用者並びに DSL サービス利用者に対して混乱を与え不利益を生じさせることがないよう、十分な配慮が必要である。

以上